

特定給食施設等栄養報告書(児童福祉施設Ⅰ)記入要領

1 報告月

報告月を6月とする。(ただし、年数等の基準日は6月1日とする。)
7月15日までに管轄保健所へ1部提出する。

2 施設名

健康増進法施行細則(旧栄養改善法施行細則)に基づいて届出された名称とする。

3 所在地

正確に町名及び番地を記入する。

4 施設長氏名

当該施設の長の氏名を記入する。

5 設置者

当該施設の設置者の氏名及び住所(法人にあっては、設置者の名称、代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地)を記入する。

6 電話番号等

局番及び代表電話(内線)、ファクシミリ番号及びメールアドレスを記入する。

7 運営形態

該当箇所にチェックを入れ、委託の場合は、委託開始年月日を記入する。
一部委託の場合は、委託内容を記入する。

8 委託先

当該施設の委託開始年月日、名称及び所在地を記入する。

9 給食・栄養管理に関する会議

名称、開催回数、議事録の有無、構成人員及び構成員(職名)について記入する。

10 給食・栄養管理従事職員数

給食に従事する全ての職員(産休・育休等により長期休暇取得中の職員を含む)について職種別に職員数を記入する。

複数施設を兼務する職員については、主たる施設(1施設のみ)で計上する。

なお、複数の資格を有する職員は採用職種(または主たる業務内容に基づく職種)欄に計上する。

11 管理栄養士・栄養士配置状況

- ・職員のうち管理栄養士・栄養士として採用されている者の配置状況を記入する。
- ・兼務がかかっている場合は、主たる施設以外、氏名の横に(兼務)と記入する。
- ・産休・育休等により長期休暇取得中の職員を含む。氏名横に「(休暇中)」等と記入する。
- ・当該施設の勤務年数及び通算勤務年数(勤務年数には長期休暇中の年数も含む)を記入する。

※当該施設勤務年数:過去に同一施設に所属していた場合は、過去の勤務年数を合わせた年数。

※通算勤務年数:対象職員が、当該施設に限らず、管理栄養士又は栄養士として勤務した年数。

- ・委託をしている場合は委託先の管理栄養士・栄養士についても記入する。

12 喫食状況等

- (1) 認可定員を記入する。
- (2) 給食数は、朝・昼・夕食別に、報告月の延べ給食数を給食実施日数で除したものを、小数第1位を切り上げて整数で記入する。
- (3) 喫食開始時間及び検食者の検食時間と職種を記入する。
- (4) 職員食数は、報告月の延べ給食数を給食実施日数で除したものを、小数第1位を切り上げて整数で記入する。

13 給食材料費

報告月の1人1日当りの純材料費を算出し、小数第1位を切り上げて整数で記入する。

14 非常時等対応体制

- (1) 対処方法等のマニュアルの有無、連絡網の有無及び食事供給体制(他の施設との協定や業者委託など)の有無について、災害時と事故時に区分して記入する。
- (2) 非常時等食料等備蓄の有無について該当する項目にチェックし、「有」の場合は何人分を何回分備蓄しているかを記入する。

15 非常時等対応のための整備状況

整備状況の有無について該当する項目にチェックし、非常用献立「有」の場合は、何回分作成しているかを記入する。非常食の保管場所を記入する。

特定給食施設等栄養報告書(児童福祉施設Ⅱ)記入要領

1 給与栄養目標量及び給与量

- (1) 目標量は、献立作成の基準となる食事について、日本人の食事摂取基準（最新版）から求めた値を記入する。
- (2) 給与量は、純使用量から求め、算出にあたっては、次のいずれかによること。また、単位、桁数については、日本食品標準成分表（最新版）に準じる。
 - ① 日本食品標準成分表（最新版）
 - ② 施設独自で作成した食品群別加重平均成分表

2 食品構成及び給与量(食品分類は、施設で使用している食品分類表等に基づき修正可。)

- (1) 目標量は、給与栄養目標量に見合った量を算出し記入する。
- (2) 給与量は、純使用量を小数点第1位で記入する。

3 食事指導状況

- (1) 前年度1年分の指導状況について、記録のあるものを計上する。
- (2) 個別・集団別に、指導した延人数、回数(個別の場合は不要)、指導者職種及び指導内容を記入する。

4 給食調査

残菜調査及び嗜好調査の有無についてチェックする。

5 体格の把握

- (1) 年齢区分別に入所者数を(男女別)記入する。
- (2) 肥満の判定は、定められた方法(※)で算出し、肥満傾向に該当する者の数を男女別に記入する。計及年齢区分(男女別)に対する割合を記入する。
- (3) やせ傾向に該当する者は、定められた方法(※)で算出し、該当する者の数を男女別に記入する。計及び年齢区分(男女別)に対する割合を記入する。
- (4) 前年度の入所者数、肥満傾向に該当する者の人数及び割合、やせ傾向に該当する者の人数及び割合を記入する。

※肥満並びにやせに該当する者の評価方法

・幼児(3歳以上6歳未満)

- 幼児身長体重曲線(性別・身長別標準体重)を用いた評価方法とする。
- 「肥満」については、+15%以上、「やせ」については、-15%以下とする。
- 「幼児の肥満度判定区分の簡易ソフト」<国立保健医療科学院の掲載ページにリンク>
<https://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/hatsuiku/>
当該簡易ソフトは、名前、生年月日、測定日、身長(cm)、体重(kg)を入力すれば、3歳以上の肥満度判定区分を簡単に確認できる。

・児童・生徒

- 学校保健統計調査方式(性別・年齢別・身長別標準体重)による肥満度判定を用いる。
- 「肥満」については、+20%以上、「やせ」については、-20%以下とする。
肥満度(過体重度) = $\frac{\text{実測体重(kg)} - \text{身長別標準体重(kg)}}{\text{身長別標準体重(kg)}} \times 100$
- 身長別標準体重については「児童・生徒の健康診断マニュアル」(最新版)を参考とする。